

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第1号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第138条の4第3項に規定する附属機関及び <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）</u> <u>第14条の規定に基づく附属機関</u>（以下「附属 機関」という。）の設置については、法律若し くはこれに基づく政令又は他の条例に定めるも ののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(附属機関の設置)</p> <p>第2条 市及び公営企業管理者（以下「<u>執行機関</u> <u>等</u>」という。）は、別表<u>執行機関等</u>の欄に掲げ る<u>執行機関等</u>の附属機関として、それぞれ同表 附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関 の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機 関の属する<u>執行機関等</u>が定める。</p> <p>別表（第2条、第3条、第4条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第138条の4第3項に規定する附属機関（以 下「附属機関」という。）の設置については、 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に 定めるもののほか、この条例の定めるところに よる。</p> <p>(附属機関の設置)</p> <p>第2条 市は、別表<u>執行機関</u>の欄に掲げる<u>執行機</u> <u>関</u>の附属機関として、それぞれ同表附属機関の 欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関 の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機 関の属する<u>執行機関</u>が定める。</p> <p>別表（第2条、第3条、第4条関係）</p>

執行 機関等	附属機関	担任事務	委員の 定数	執行 機関	附属機関	担任事務	委員の 定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設等の整備に係る事業者選定委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設等に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選定に関する事務	<省略>		瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会	地域密着型サービス事業所及び介護老人福祉施設の整備に係る事業者となる候補者の選定に関する事務	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市国際未来教育特区学校審議会	<省略>	<省略>		瀬戸市国際未来教育特区学校審議会	<省略>	<省略>
	瀬戸市下水道事業経営審議会	下水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内				
教育委員会	<省略>	<省略>	<省略>	教育委員会	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市学校給食センター運営委員会	<省略>	<省略>		瀬戸市学校給食センター運営委員会	<省略>	<省略>
水道事業管理者	瀬戸市水道事業経営審議会	水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内				

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。